

大口団体割引 **15%**^(注1) 適用

茨城県庁生活協同組合組合員様向けの団体扱自動車保険

ご家庭でお車を2台以上お持ちのお客さまは
お車をまとめてご契約 いただくと
「クルマの保険・家族割」が使えます！

※「クルマの保険・家族割」は『G K クルマの保険』、『自動車保険・一般用』、『はじめての自動車保険』に適用するノンフリート多数割引のことをいいます。



2台お持ちなら



割引
3%

3~5台お持ちなら



割引
4%

6台以上お持ちなら



割引
6%

同居されている方必見!!

お父さんも、お母さんも、お子さんも、
おじいちゃんも、おばあちゃんも、
みんなまとめて割引でおトク♪
お気軽にご相談ください！

「クルマの保険・家族割」の適用条件

1. 保険契約者が、2台以上のお車を1つの保険証券でまとめてご契約すること。



2. 記名被保険者が次の①～③に該当すること。
①保険契約者 ②保険契約者の配偶者
③「保険契約者またはその配偶者」の同居の親族



(注1) 大口団体割引は、2024年8月1日～2025年7月31日の間に始期日があるご契約に適用されます。なお、大口団体割引は、団体全体のお引受実績に応じて毎年8月1日に見直されます。表示の割引率は、大口団体割引が適用されない団体扱契約と比べた割引率です。

保険契約者を同一とし、かつ記名被保険者が上記の①～③に該当し、次の条件をすべて満たす契約が2契約以上ある場合には、1つの保険証券でまとめて契約されたものとみなして、それらの契約に「クルマの保険・家族割（ノンフリート多数割引）」を適用します。

○取扱代理店がそれぞれ同一であること。 ○保険証券の始期日および満期日がそれぞれ同一であること。

「クルマの保険・家族割」を適用するために、現在ご加入のご契約を解約された場合、等級および事故有係数適用期間の決定、払込方法の変更、解約返れい金の計算等で、お客さまに不利益が生じることがありますので、ご注意ください。

※「クルマの保険・家族割（ノンフリート多数割引）」を適用する場合、継続手続特約はセットできませんので、ご注意ください。

なお、継続手続特約とは、ご契約の満期時に継続手続を失念した場合に補償を継続する特約です。

さらにおトクになるケースがあります。お気軽にご相談ください！

さらに
おトク 1

お車の買い増し・買い替えがある場合、車両入替でおトク！

例) お子さまがお車を新たに購入されたとき（買い増したとき）

新しく購入されたお車を、現在ご契約いただいている等級が高い（割引率が高い）契約のお車と入れ替え、現在のお車を新規として加入すると、保険料負担がぐっと小さくなることがあります（注2）。

さらに
おトク 2

大口団体割引15%^(注3)を適用。従業員さまだけが割安で保険に入れます！

さらに
おトク 3

給与からの引き取りなので、払込みもラクラク！

〈個別に一般分割で契約していた3台のお車を、まとめて団体扱でご契約いただく場合の保険料イメージ〉

一般契約で

ノンフリート多数割引なし
(一般分割12回払)

3台分の
年間適用保険料
¥246,960



団体扱で

ノンフリート多数割引あり（4%）
(団体扱12回払)

3台分の
年間適用保険料
¥194,040



なんと年間
¥52,920もおトク！

〈保険料条件〉※保険料は保険料条件によって異なります。

3台共通 GK クルマの保険、始期日：2025年1月1日、保険期間：1年、団体扱12回払、記名被保険者：個人<45才>、ゴールド免許割引：適用、日常・レジャー使用、自家用普通乗用車、初度登録：2021年1月、型式別料率クラス：車両8・対人・自損7・対物7・傷害7、等級：20等級、事故有係数適用期間：0年、35才以上補償、対人賠償保険：無制限、対物賠償保険：無制限、対物超過修理費用特約：あり、人身傷害保険：5,000万円、入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約：あり、傷害一時金（1万円・10万円）特約：あり、車両保険：あり<一般補償、保険額：180万円、免責金額：0~10万円>、車両保険無過失事故特約：あり、全損時諸費用特約：あり、ロードサービス費用特約：あり、レンタカー費用特約：7,000円、被害者救済費用特約：あり、新車割引：適用

（注2）「お車の型式別料率クラス」や「既存のご契約の等級および事故有係数適用期間」等、条件によっては有利にならない場合があります。

（注3）大口団体割引は、2024年8月1日～2025年7月31日の間に始期日があるご契約に適用されます。なお、大口団体割引は、団体全体のお引受実績に応じて毎年8月1日に見直されます。大口団体割引が適用されない団体扱契約と比べた割引率です。

○『GK クルマの保険』は家庭用自動車総合保険、『自動車保険・一般用』は一般自動車総合保険、『はじめての自動車保険』は個人用自動車保険の略称です。
○このチラシは、「クルマの保険・家族割（ノンフリート多数割引）」の概要、団体扱自動車保険の特徴をご説明したものです。なお、ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

◆◆お問い合わせ・ご相談は◆◆

取扱代理店
茨城県庁生活協同組合

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
TEL 029-301-6150 FAX 029-301-6159
MAIL : iks-kikaku@fureai-iks.com

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社